令和４年度長岡市墓園募集要項【随時】

長岡市市民協働推進部市民課

この募集は、長岡市墓園（鉢伏町）の空き区画の貸し出しを行うものです。

なお、墓地の区画（土地）は市の所有であり、墓地の販売を行うものではありません。

墓地の使用許可を受けた場合、関係法令、条例及び規則、その他市長の定める管理上のきまり、指示にしたがい、責任を持って管理していただきます。

使用を希望される方は、あらかじめこの要項をよくご覧いただき、現地をご確認の上お申し込みください。

１　募集する墓域・区画数・使用料・管理手数料

長岡市墓園（長岡市鉢伏町 1409 番地）　　令和４年７月１日現在

墓　域	墓碑様式	区画面積	募集区画数	使用料	管理手数料（年　額）
１号	洋式	６㎡	５区画	222,000 円	2,700 円
	和式		７６区画		
２号	和・洋選択可	４㎡	１９区画	149,000 円	1,800 円
		６㎡	２８区画	222,000 円	2,700 円
３号（１区）	洋式	４㎡	６区画	149,000 円	1,800 円
	和式		１１区画		
４号	洋式	６㎡	１区画	222,000 円	2,700 円
	和式		１２区画		
５号	和・洋選択可	４㎡	５区画	149,000 円	1,800 円
		６㎡	５区画	222,000 円	2,700 円
６号	洋式	４㎡	１区画	149,000 円	1,800 円
		６㎡	１区画	222,000 円	2,700 円
	和式	４㎡	７区画	149,000 円	1,800 円
		６㎡	１１区画	222,000 円	2,700 円
７号	和式	６㎡	１４区画	222,000 円	2,700 円

※　管理手数料は、使用が決定した月から市の定める期間（墓域によって異なる）の月割額が貸出し当初に必要となります。その後は、５年毎に向こう５年分の管理手数料を納入いただきます。

２　申し込み資格

長岡市に住民票があり、使用許可後１年以内に墓碑（墓石）を建立することができる人。

※　同じ世帯で市営墓地を借りている人がいる場合は、申し込みできません。

※　焼骨がなくても墓碑（墓石）を建立することができる場合は申し込めます。

３　申し込み期間・場所

期間：令和４年７月１日（金曜日）～11 月３０日（水曜日）

平日　午前８時 30 分～午後５時 15 分

場所：アオーレ長岡　東棟１階　住所変更、戸籍届出窓口

※　各支所、その他市の出先機関の窓口では受け付けません。

【郵送で申し込まれる場合】以下のあて先へ郵送してください。

〒940-8501　長岡市大手通１丁目４番地 10

長岡市役所　市民課生活係　長岡市墓園募集担当　行

４　申し込みに必要なもの

（１）　墓地使用許可申請書

（２）　許可後１年以内に墓碑を建立する旨の誓約書

※　書類に不備や虚偽の記載があった場合は、申し込みを無効とします。

５　使用者・使用区画決定方法

○　使用者・使用区画は、先着順で希望区画の受付を行い、書類審査の上決定します。

○　使用決定は申請書を受理した後、１週間程度を目安に文書でお知らせします。

墓地使用料、管理手数料の納付書も同封しますので、記載された納期限までに金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口にてお支払いください。「墓地使用許可証」は、墓地使用料、管理手数料の納入が確認できしだい郵送します。

６　建立できる墓碑の規格

墓碑（墓石）は市で定めた規格どおりのものしか建てられません。

詳しくは、別紙「長岡市墓園における墓碑等の規格に係る基準」をご覧ください。

７　墓園管理上のきまり（条例・規則）

別紙「長岡市墓園条例（抜粋）」及び「長岡市墓園条例施行規則（抜粋）」をご覧ください。

なお、その他墓園の利用に際しては以下のとおりです。

○　使用する区画内は、使用者の責任において管理していただきます。したがって、墓碑（墓石）の設置・未設置に関わらず、掃除や除草のほか、区画内で発生したことについて責任を持って対応してください。

○　ゴミ箱はありません。園内で発生したゴミや卒塔婆（そとうば、そとば）類、骨箱（骨壷）等は全て自宅に持ち帰り、適切に処分してください。

○　カラス等の動物による被害が発生するおそれがありますので、食べ物、飲料などの供物、供花は墓参が終わりましたらお持ち帰りください。

○　掃除用具、バケツ、ひしゃく等の備え付けはありません。

○　凍結による水道管の破損防止のため、12 月初旬から３月下旬頃までは、給水を停止します。また、積雪のため墓域内に立ち入りできないことがあります。

８　留意事項

（１）募集区画に関する留意事項

- 今回募集する区画は、過去に使用された方がおり、その後市に返還された区画です。
- 一般的に、納骨する空間（カロート）には水が溜まることがあります。このことをご了承のうえ、お申し込みください。
- ３号１区の一部には暗渠が入っています。
- ２号墓域・５号墓域の区画については、他の墓域と異なり周囲の区画からの雨水流入防止のため区画全体のかさ上げ工事が必要となる場合があります。
  必ず現地をご確認のうえ、お申込みください。

（２）申し込みに関する留意事項

- 申し込みされる前に必ず現地の墓地区画をご確認ください。
- 随時申し込みは先着順での受付となりますので、お申し込み時に希望されている区画が既に決まっている可能性があります。希望される区画は複数検討した上でお申し込みください。
- 申請書の希望区画欄は、受付時に確認しますので記入せずに提出してください。
- 決定後の区画変更は、いかなる理由があってもできません。
- 使用許可後、墓碑（墓石）を建てられたかどうかに関わらず、墓地の区画を返還する場合には、使用料をお返しすることはできません。ただし、許可後２年以内に返還された場合は使用料の納付金額の半額をお返しします。
- 申し込みがあったときは、募集要項の内容及び条例・規則、その他市長の定める管理上のきまり・指示について、全て了承されたものとみなしますので、事前によく内容をご確認のうえ、ご家族等とご相談・ご検討の上で申し込みください。
- 墓地使用料・手数料の納付が確認できるまでは墓地（区画）を使用することはできません。
  なお、納付の確認ができない場合は申し込みをキャンセルとします。

※ 共同墓については、現在検討中です。

ご不明な点がありましたら、市民課生活係にお問い合わせください。

お問い合わせ先
市民課生活係　（0258）39-2019（直通）
平日　午前８時30分～午後５時15分